令和５年度 融資のご案内

生活衛生資金

生活衛生関係営業の経営の向上のために

ご利用いただける方

生活衛生関係の事業を営んでいる、次の事業規模に該当する方がご利用いただけます。

対象業種		事業規模（次のいずれかに該当する方）		
飲食店営業（そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、一般飲食店） 喫茶店営業　理容業　美容業　一般公衆浴場業　サウナ営業	資本金	5,000万円以下	従業員数※	100人以下
食肉販売業　食鳥肉販売業　氷雪販売業 食肉卸売業、食鳥肉卸売業、氷雪卸売業の場合は、資本金1億円以下・従業員数100人以下。		5,000万円以下		50人以下
旅館業		5,000万円以下		200人以下
興行場営業		3億円以下		100人以下
クリーニング業		3億円以下		300人以下

※ 従業員数には、臨時の従業員（パート・アルバイト）及び家族従業員を含みません。

沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION

インターネット上で、生活衛生資金に関する情報をご覧いただけます。

一般設備貸付

営業に必要となる機械・器具等の購入、店舗等の新築、増改築、改装、
買取、入居保証金等の設備資金

業種	設備資金 ご融資の限度額
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 氷雪販売業 理容業 美容業	7,200万円
一般公衆浴場業	3億円
2施設以上の場合	4億8,000万円
旅館業	4億円
興行場営業 サウナ営業	2億円
クリーニング業 〔クリーニング取次業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方〕	1億2,000万円 〔4,800万円〕
ご返済期間 （うち据置期間）	13年以内 （1年以内、返済期間が7年超の場合2年以内） 〔一般公衆浴場業は30年以内〕

振興事業貸付

令和5年4月現在

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員が必要とする
設備資金及び運転資金

業種	設備資金 ご融資の限度額	運転資金 ご融資の限度額
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 氷雪販売業 理容業 美容業	1億5,000万円	設備資金とは別枠 全業種 5,700万円 〔4,800万円〕
一般公衆浴場業	1億5,000万円 （一般設備貸付とは別枠）	
旅館業 興行場営業	7億2,000万円	
クリーニング業 〔クリーニング取次業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方〕	3億円 〔4,800万円〕	
ご返済期間 （うち据置期間）	20年以内 （2年以内） 〔一定の要件を満たす場合は30年以内〕	7年以内 （2年以内）

ご返済方法・利率・担保・保証人について

- ご返済方法 …… 原則として元金均等月賦返済です。
- 利　　率 …… ご利用の際に窓口でおたずねください。
- 担保・保証人 …… お客様のご希望や融資制度等により異なります。詳細はご相談ください。

赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）	「沖縄県赤土等流出防止条例」が適用される事業で、赤土等の流出を条例の基準値以下（100mg／ℓ）に抑える方には、金利の優遇を行っております。
沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度	国によるひとり親の雇用にかかる助成を受ける方（受けた方を含む）、沖縄県の「女性の就職総合支援事業」を活用してひとり親を雇用している方、事業所内保育施設等を設置又は増改築する方、雇用の維持又は拡大を図る方、沖縄県において雇用調整助成金に係る実施計画の届出が受理された方、キャリアアップ助成金・業務改善助成金・人材開発支援助成金のいずれかを受けた方、非正規雇用の処遇改善に取組む方又は沖縄県による「沖縄県人材育成企業認証制度」・「沖縄県所得向上応援企業認証制度」の認証を受けた方には、金利の優遇を行っております。
創業支援貸付利率特例制度	新たに開業される方又は開業して税務申告を2期終えていない方には、金利の優遇を行っております。
設備資金貸付利率特例制度	5年間で2%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる設備投資を行う方には、金利の優遇を行っております。

特例貸付

令和5年4月現在

制度名	主な使いみち	ご融資の限度額	ご返済期間		うち据置期間
			一般設備貸付	振興事業貸付	
新企業育成・事業安定等貸付					
生活衛生関係営業新企業育成資金	生活衛生関係の事業を新たに開業する方又は開業後おおむね7年以内の方が必要とする設備資金及び運転資金	一般設備貸付・振興事業貸付に定める限度額	設備資金 20年以内	設備資金　20年以内 運転資金　7年以内	2年以内
生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金	事業を承継する方などが必要とする設備資金及び運転資金	一般設備貸付・振興事業貸付に定める限度額	設備資金 20年以内	設備資金　20年以内 運転資金　7年以内 （ただし、既往の公庫融資の借換を含む場合、8年以内）	2年以内
その他の特例貸付					
環境対策等関連施設貸付	防災安全の確保やアスベストによる健康被害を防止するための措置を行う方が必要とする設備資金及び運転資金	上乗せ 3,000万円	設備資金 20年以内（※）	設備資金　20年以内（※） 運転資金　7年以内	2年以内
健康・福祉増進関連事業施設貸付	高齢者等による営業施設等の利用の円滑化及び地域社会における福祉等に貢献し、もって、その増進を図るための措置を行う方が必要とする設備資金及び運転資金	上乗せ 3,000万円	設備資金 20年以内（※）	設備資金　20年以内（※）	2年以内

（※）一般公衆浴場業の場合は30年以内

特別貸付

制度名		主な使いみち	ご融資の限度額	ご返済期間（うち据置期間）
生活衛生関係営業セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	社会的・経済的環境の変化等外的要因により、一時的に業況悪化を来している方が経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金	5,700万円	8年以内 （3年以内）
生活衛生関係営業企業再生貸付	生活衛生関係営業企業再建資金	生活衛生関係営業者が企業の再建を図るうえで必要とする運転資金	5,700万円	15年以内（※） （2年以内）

（※）金融機関等の要請に基づく場合は20年以内

無担保無保証人でご融資

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経資金）

経営特別相談員あるいは経営指導員が行う経営指導に基づいて経営の改善を図り、生活衛生同業組合の長又は（公財）沖縄県生活衛生営業指導センターの長の推薦を受けた小規模事業者の方※がご利用いただけます。

※常時使用する従業員の数が5人以下（旅館業及び興行場営業を営む方は20人以下）の会社又は個人の方が対象となります。

	ご融資の限度額	ご返済期間（うち据置期間）
経営改善のために必要な資金	2,000万円	設備資金 10年以内 （2年以内）
		運転資金 7年以内 （1年以内）

生活衛生関係営業挑戦支援資本強化特別貸付（資本性ローン）（注）				
ご利用いただける方	ご融資の限度額	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証人
創業・事業再生等に取り組む方であって、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方	7,200万円	5年1ヵ月以上 20年以内	期限一括返済 （利息は毎月払）	無担保・無保証人

（注）本貸付による借入金は、劣後特約により法的倒産手続時には民間金融機関等の債務に劣後し、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができるため、民間金融機関からの円滑な資金調達が期待されます。

このほか、資金の使いみち等によって、さまざまな融資制度があります。

〈お申込書に添付していただく書類〉

- 申込施設・設備の概要（見積書、関係図面など）
- 最近の決算書又は確定申告書（2期分）
- 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- 一般設備貸付の場合は、沖縄県生活衛生営業指導センターが発行する「推薦書」
- 振興事業貸付の場合は、生活衛生同業組合が発行する「振興事業に係る資金証明書」など

● 担保を不要とする融資（無担保融資特例制度）

令和5年4月現在

制　度　の　内　容	ご融資の限度額	ご返済期間	うち据置期間
担保を提供することを希望しない方に原則として、法人の方は無担保・代表者保証、個人の方は無担保・無保証人で融資する制度です。	4,800万円	適用した貸付制度のご返済期間以内	適用した貸付制度の据置期間以内

● 新規開業者向け保証人特例（新創業融資制度）

制　度　の　内　容	ご融資の限度額	ご返済期間	うち据置期間
新たに開業される方又は開業して税務申告を2期終えていない方（注）に無担保・無保証人で融資する制度です（税務申告を終えていない場合は、開業資金総額の10分の1以上の自己資金が必要です。ただし、一定の要件に該当する場合は、自己資金要件を満たすものとします）。 （注）「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あると認められる方」に限ります。	3,000万円 （うち運転資金 1,500万円）	適用した貸付制度のご返済期間以内	適用した貸付制度の据置期間以内

● 経営者保証免除特例制度

制　度　の　内　容	ご融資の限度額	ご返済期間	うち据置期間
一定の要件を満たす場合に、経営者の保証を免除する制度です。	適用した貸付制度の限度額	適用した貸付制度のご返済期間以内	適用した貸付制度の据置期間以内

沖縄県生活衛生同業組合等一覧表

組　合　名	所　在　地	電　話
1. 沖縄県理容生活衛生同業組合	那覇市港町2－1－6（小波津マンション205号）	TEL 098－863－8045
2. 沖縄県美容業生活衛生同業組合	那覇市字小禄662（沖縄県生活衛生研修センター4階）	TEL 098－996－3991
3. 沖縄県クリーニング業生活衛生同業組合	南風原町字兼城677－6（エーエムマンション101）	TEL 098－880－2349
4. 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	那覇市通堂町2－1（那覇港ターミナルビル1階）	TEL 098－861－4166
5. 沖縄県社交飲食業生活衛生同業組合	那覇市松山1－35－1（宮平ビル3階）	TEL 098－863－1780
6. 沖縄県すし料飲生活衛生同業組合	那覇市字小禄662（沖縄県生活衛生研修センター3階）	TEL 098－891－8960
7. 沖縄県飲食業生活衛生同業組合	南風原町字宮平655－1（隆マンション1階）	TEL 098－889－8444
8. 沖縄県公衆浴場業生活衛生同業組合	那覇市字小禄662（沖縄県生活衛生研修センター3階）	TEL 098－891－8960
※（公財）沖縄県生活衛生営業指導センター		
※（一社）沖縄県生活衛生同業組合連合会		TEL 098－859－3366
※沖縄県保健医療部衛生薬務課	那覇市泉崎1－2－2（県庁・行政棟4階・南側）	TEL 098－866－2055

▼ご利用の窓口

生活衛生資金のご融資の窓口は、公庫の本・支店（直接貸付といいます）又は公庫が業務を委託している代理店（代理貸付といいます）となっております。
くわしくは本・支店、代理店の窓口でお気軽にご相談ください。

【代理貸付】　琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫の本・支店、みずほ銀行那覇支店

本　店（融資第二部 生衛・創業融資班）
〒900-8520　那覇市おもろまち1-2-26
TEL 098-941-1830／FAX 098-941-1910

中部支店
〒904-0033　沖縄市山里1-1-1-102（パーチェ山里）
TEL 098-989-6511／FAX 098-989-6789

北部支店
〒905-0011　名護市宮里1-28-15
TEL 0980-52-2338／FAX 0980-51-1008

宮古支店
〒906-0007　宮古島市平良字東仲宗根118-1
TEL 0980-72-2446／FAX 0980-72-7049

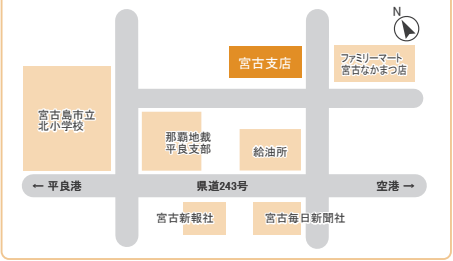

八重山支店
〒907-0014　石垣市新栄町4-1
TEL 0980-82-2701／FAX 0980-83-1634